

答申第 192 号

平成 16 年 9 月 6 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 8 月 27 日付けで諮問された特定の県立高等学校教員の引継記録不  
存在の件（諮問第 267 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校の歴任教頭4名の引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成15年6月9日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）あて、「本件高校歴代管理職の引継事項一切、当時の特定の教頭4名（以下「本件教頭」という。）の引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切」（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成15年6月23日付けで、本件行政文書は既に廃棄等により存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成15年7月24日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件行政文書が本件公開請求時点では既に廃棄等により存在しないとして、公開拒否の処分を行ったが、神奈川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行った特定の事案に係る口頭審理調書等（以下「本件口頭審理調書等」という。）の中で当時の本件高校校長が特定の教職員に関する歴任教頭の引継記録（以下「本件口頭審理に係る引継記録」という。）の存在について明言し、これに基づいて陳述書を作成した旨発言している。

イ 校長や教頭は、ことあるごとに大学ノート等にメモを取っており、そ

の存在を不服申立人自身も外見のみを部分的ではあるが、直接見たことがある。

ウ 本件行政文書は、公務として作成された文書であり、特定の教員に関するものだけが存在し、不服申立人や他の教職員に関するものが存在しないはずがない。また、教職員の健康や疾病等に関する引継事項は管理運営上、最重要事項であり、すべての教職員に関する記録は当然、平等、公平に存在しなければならない。

エ 実施機関は、本件行政文書を本件教頭が作成した引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切（以下「本件教頭引継記録」という。）で現在も校長又は教頭が保管するものと特定しているが、不服申立人は必ずしもそのように狭義に限定して請求したわけではない。行政文書の公開請求書には本件高校歴代管理職の引継事項一切と記載しており、歴代管理職とは校長、教頭及び事務長を指し、本件教頭引継記録とはその中の具体的例示である。また、現在も校長又は教頭が保管するものなどの付帯条件は一切付けておらず、教育委員会が本件行政文書を保管している場合も含むという趣旨である。

オ 不服申立人が別の公開請求を行った際に教職員課の職員が本件行政文書やメモ等のこの時点での存在を明言した。

## （２）その他

ア 平成 13、14 年度の人事異動の一部は、教職員の研修に関する教育委員会による違法かつ常軌を逸した調査等を隠ぺいする目的で行われており、特定の教職員に関する違法、不当な人事異動は、いわゆる口封じのために強行されたものとする。

イ 本件行政文書の公開拒否は、一連の本件高校の前校長及び前教頭らの違法行為、非行を糊塗、隠蔽するための目的でなされたものであり、請求対象文書は本件高校内部あるいは教育委員会内部に必ず隠匿、秘蔵、秘匿されているものとする。

## 4 実施機関（県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

( 1 ) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件教頭引継記録で現在も校長又は教頭が保管するものである。

( 2 ) 本件行政文書の存否について

ア 本件行政文書は、教頭の異動に際して、前任の教頭から後任の教頭へ、校務運営の方法、手順等を引き継ぐために作成される簡易なメモである。本件高校での教頭間の引継ぎは、この簡易なメモを用いながら口頭で行うことが一般的であり、これらのメモは後任者が不要となった時点で廃棄していた。また、後任の教頭が内部昇格者である場合にはメモを作成せず口頭のみにより引継ぎが行われていた。

イ 本件高校の教頭の異動に際しての教頭間での引継ぎは、校務運営が中心であり、不服申立人が主張する教職員の健康や疾病等に関する事項は、職員健康診断票の保管が義務付けられているため、引継文書として作成されていない。

ウ 不服申立人は、本件公開請求には本件教頭引継記録のほかに校長や事務長の引継事項一切をも含む旨主張しているが、本件公開請求時の文書特定（以下「本件文書特定」という。）の際に、実施機関と不服申立人との間で、本件行政文書は本件教頭引継記録であることが確認されており、校長や事務長の引継事項一切については本件公開請求の対象と理解していない。

エ 不服申立人が主張する本件口頭審理に係る引継記録については、争訟資料の写しとして校長が保管しているものであり、さらに、不服申立て後に実施機関と不服申立人との間で本件行政文書には含まないことが確認されているため、本件公開請求の対象とは理解していない。

また、不服申立人は、別の行政文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）において、本件口頭審理に係る引継記録が含まれる行政文書を請求し、その後、別件公開請求を取り下げている。

オ 不服申立人は、教職員課職員が本件行政文書やメモ等のこの時点での存在を明言した旨主張するが、その際に教職員課の職員と不服申立人が話した内容は、別件公開請求に係る取下げについてであり、本件行政文

書やメモ等の存在について明言した事実はない。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県立高等学校の歴任教頭4名の引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切である。

### (3) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件高校での教頭間の引継ぎについて、校務運営の方法、手順等を引き継ぐために作成される簡易なメモを用いながら口頭により行われることが一般的であり、これらのメモは後任者が不要となった時点で廃棄しており、後任の教頭が内部昇格者である場合は口頭により引継ぎが行われていた旨説明している。また、教職員の健康や疾病等に関する事項は、職員健康診断票の保管が義務付けられているため、引継文書として作成されていない旨説明している。

これに対し、不服申立人は、教職員の健康や疾病等に関する引継事項は管理運営上、最重要事項であり、すべての教職員に関する記録が存在するはずである旨主張している。

イ 当審査会において県立学校職員服務規程を確認したところ、同規程第29条において、校長の事務引継ぎは文書により行わなければならないと規定されているが、教頭の実務引継ぎを文書により行わなければならないとする規定は存在しないことが認められた。また、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「行政文書管理規則」という。）第10条第3項において、主たる保存対象でない行政文書については、主務課長又は所長が、その保管の必要がないと認めるときには、廃棄できると規定されていることが認められた。

以上のことからすると、教頭間の引継ぎの際に作成された簡易なメモについて主たる保存対象でない行政文書に該当するとして取扱っているため、これらのメモについては後任者が不要となった時点で廃棄していた、後任の教頭が内部昇格者である場合はメモを作成せずに口頭のみにより引継ぎが行われていたとする実施機関の説明は、特に不合理とは考えられず、首肯できる。

また、行政文書管理規則第9条別表により職員健康診断票の保管が義務付けられているため、不服申立人が主張する教職員の健康や疾病等に関する引継ぎについては、引継文書を作成していないとする実施機関の説明は、首肯できる。

ウ 不服申立人は、校長や教頭はことあるごとに大学ノート等にメモを取っており、不服申立人自身も外見のみ部分的ではあるが、直接見たことがある旨主張している。

本件行政文書は引継記録であり、校長や教頭が大学ノート等にメモを取っていたとしても、引継記録でなければ本件行政文書には当たらず、引継記録であれば前記イ中段で判断したとおりである。

エ 次に実施機関は、本件文書特定の際に実施機関と不服申立人との間で本件行政文書を本件教頭引継記録と特定し、本件口頭審理に係る引継記録についても不服申立て後に本件公開請求には含まないことが確認されているし、また、不服申立人が別件公開請求において本件口頭審理に係る引継記録が含まれる行政文書を請求していることから本件口頭審理に係る引継記録は本件公開請求の対象とは理解していない旨説明している。

これに対し、不服申立人は、実施機関は本件公開請求に係る対象行政文書として本件教頭引継記録で現在も校長又は教頭が保管するものと特定したが、行政文書の公開請求書には本件高校歴代管理職の引継事項一切と記載しており、歴代管理職とは校長や事務長を含み、本件教頭引継記録とはその中の具体的な例示であり、また、現在も校長又は教頭が保管するものなどの付帯条件は一切付けておらず、教育委員会が本件行政文書を保管している場合も含む旨主張している。

オ 本件公開請求の行政文書の公開請求書に記載された「本件高校あて、本件高校歴代管理職の引継事項一切、本件教頭の引継記録（校務記録ノート、メモ等）一切」との文言からすると、本件行政文書に不服申立人が主張する校長や事務長の引継事項一切を含むものか否か判断し難い。しかし、不服申立人は、非公開等理由説明書に対する意見書の中では、校長や事務長の引継事項一切を含むと主張しているものの、不服申立人から提出された不服申立書の中では、不服申立人は校長や事務長の事務引継について触れておらず、また、不服申立人からの口頭による意見聴取においても、不服申立人が本件公開請求当初から校長や事務長の引継事項一切を含む趣旨であったことを明言していないことからすると、本件公開請求時において、本件行政文書について校長や事務長の引継事項一切を含む趣旨であったものと認めることは困難である。また、本件文書特定の際に実施機関と不服申立人との間で本件行政文書の確認がされている旨実施機関が説明していることからすると、実施機関が校長や事務長の引継事項一切を本件公開請求には含まないと解したことが不合理であるとはいえない。

カ 不服申立人は、本件口頭審理に係る引継記録に関連して特定の教職員に関する引継記録だけが存在し、他の教職員に関するものが存在しないはずがない旨主張しているが、当審査会で本件口頭審理調書等を見分したところ、本件口頭審理に係る引継記録は特定の事案に係る口頭審理における証拠書類であることが認められる。

したがって、本件口頭審理に係る引継記録が引継文書としてではなく争訟資料の写しとして保管しているとの実施機関の説明は、首肯できる。

また、当審査会が調査したところ、不服申立人は、平成 15 年 6 月 9 日付けで他の実施機関に対して、本件口頭審理に係る引継記録を含む特定の事案に関し提出された文書等一切を公開請求し、既に平成 15 年 8 月 7 日付けで一部公開の決定を受けたことが認められる。

したがって、本件口頭審理に係る引継記録は、既に不服申立人に一部公開されていること及び不服申立て後に実施機関と不服申立人との間で本件口頭審理に係る引継記録について本件公開請求には含まないことが

確認されている旨実施機関が説明していることからすると、実施機関が本件口頭審理に係る引継記録を本件公開請求には含まないと解したことが不合理であるとはいえない。

また、不服申立人は、本件行政文書について現在も校長又は教頭が保管するものなどの付帯条件は一切付けておらず、教育委員会が本件行政文書を保管している場合も含む旨主張しているが、不服申立人は行政文書の公開請求書の行政文書を管理している室課所欄に本件高校と記載していること及び公開請求に係る行政文書の内容欄にも本件高校あてと記載していることからすると、本件公開請求には本件高校以外に教育委員会が保管する文書は含まれないものと解される。

キ 不服申立人は、別の公開請求の際に教職員課の職員が本件行政文書やメモ等のこの時点での存在を明言した旨主張しているが、実施機関がその際に不服申立人と話した内容が別件公開請求に係る取下げについてであり、本件行政文書やメモ等の存在について明言した事実はない旨説明していることからすると、不服申立人のこの主張から本件行政文書やメモ等があったものと認めることは、困難である。

#### (4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 8 月 27 日	諮問
9 月 8 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 9 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
10 月 14 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 20 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 16 年 4 月 26 日 ( 第 33 回部会 )	審議
5 月 27 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 16 日 ( 第 35 回部会 )	審議
8 月 11 日 ( 第 37 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
田中 隆三	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部 政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成16年9月6日現在)(五十音順)